○「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」の施行に伴う運転免許等の取扱いにおける留意事項

令和７年12月12日

免　第　２８９８号

警　察　本　部　長

「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」の施行に伴う運転免許等の取扱いにおける留意事項について（通達）

先般、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（以下「協定」という。）が署名され、令和７年９月11日に発効した。

本協定に係る我が国の警察運営に関係する事項については、「日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の施行について（通達）」（令和７年警察庁丙企画発第42号ほか）をもって通達されたところであるが、運転免許等の取扱いにおける留意事項については次のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

記

１　公用車両を運転する訪問部隊の構成員等の運転免許

協定第10条１では、フィリピンの軍隊の訪問部隊の構成員及び文民構成員（以下「訪問部隊の構成員等」という。）は、それぞれ派遣国の権限のある当局が発給した運転許可証若しくは運転免許証又は防衛隊の運転許可証（以下「派遣国の運転免許証等」という。）により、我が国の領域において、公用車両を運転することができる旨規定しているが、その取扱いに当たっては、次のことに留意すること。

(1)　身分の確認について

協定が適用される訪問者は、「構成員」と「文民構成員」の２つに分類され、協定第６条６において、「訪問部隊の構成員及び文民構成員は、接受国にいる間の身分証明のため、要請により、接受国の関係当局に対し、自己の旅券又は防衛隊の身分証明書及び個別的又は集団的旅行の証明書を提示する。」とされている。

よって、運転免許等の取扱いに際しては、派遣国の運転免許証等に加え、身分証明書等の提示により身分を確認の上、対応に当たること。

なお、派遣国の運転免許証等については、国内法令が存在しないため、道路交通法上の携帯及び提示の義務がないことに留意すること。

(2)　公務性の確認について

公用車両については、協定第１条(e)において、「「公用車両」とは、派遣国が所有し、又は別段の定めがある場合を除くほか、専ら派遣国が賃借する自動車（モーターサイクル及び装甲車両を含む。）であって、訪問部隊の構成員又は文民構成員が公務の執行のために運行するものをいう。」と定義されている。

よって、公務以外の目的で運行している車両は、派遣国が所有又は貸借する車両であっても、協定に規定する公用車両には該当しないこととなり、派遣国の運転免許証等では運転することはできず、２に規定する国際運転免許証又は我が国の運転免許証が必要となることに留意すること。

なお、公務の執行のために運行する訪問部隊の車両には、公務に従事している車両であることを確認できる証明書類を積載することとしており、同書類により公務従事中に該当するかを判断すること。

(3)　運転することができる自動車等の種類及び条件の確認について

訪問部隊の構成員等が我が国の領域において公用車両を運転する場合には、派遣国の運転免許証等により運転が認められている自動車等の種類及び条件に従う必要があり、訪問部隊の構成員等は、免許種別ごとの運転可能な自動車等の種類及び条件について、日本語による説明文を携行していることから、必要により当該説明文を活用し、確認すること。

(4)　最低年齢に関する要件について

協定上の公用車両の運転に関し、訪問部隊の構成員の最低年齢については、我が国の自衛官と同等の要件を適用することとしており、運転する自動車等の種類により、大型自動車及び中型自動車は19歳並びに準中型自動車及び普通自動車は18歳となる。

一方で、文民構成員に対しては、自衛官と同等の要件を適用しないことから、自動車等の運転のための最低年齢は、運転する自動車等の種類により、大型自動車は21歳、中型自動車は20歳並びに準中型自動車及び普通自動車は18歳となり、訪問部隊の構成員と文民構成員によって最低年齢が異なることに留意すること。

２　公用車両以外の車両を運転する訪問部隊の構成員等の運転免許

公用車両以外の車両の運転について、協定第10条２は、「公用車両以外の車両の運転については、接受国の法令によって要求される場合には、適当な国際運転免許証又は接受国の関係当局が発給する運転許可証若しくは運転免許証を取得する。」と規定している。

よって、訪問部隊の構成員等が我が国の領域で公用車両以外の車両を運転する場合には、道路交通法（昭和35年法律第105号）第107条の２の国際運転免許証又は同法第84条の公安委員会の運転免許を取得する必要があり、加えて、道路交通法の規定が適用となり、携帯及び提示義務が課せられることに留意すること。

３　その他

(1)　公務性のほか、身分の確認、運転免許の有効性、運転可能な自動車の種類及び条件等、運転免許等の取扱いに疑義が生じた場合には、前記１(2)の証明書類又は前記１(3)日本語による説明文に記載の連絡先へ照会すること。

(2)　協定第10条３において、「公用車両（接受国において賃借される車両を除く。）には、派遣国が付与する登録番号に加えて、明確な国籍の標示を付ける。」と規定され、フィリピンの軍隊の公用車両には、国籍の標示として「フィリピン共和国国旗のマーク」の標示を付けることとされているが、フィリピンの軍隊が日本において貸借する車両については、国籍の標示を付ける必要はないので、標示を付けていない公用車両もあることに留意すること。

(3)　訪問部隊の構成員等が、派遣国の運転免許証等で公用車両の運転が可能となることについて、交通指導取締り、交通事故事件捜査等に従事する警察官への教養を徹底すること。

実施日

この通達は、令和７年12月12日から実施する。